



Mizuho Asia Partners Pte Ltd
3 Anson Road, Springleaf Tower
#08-02 Singapore 079909

2017年2月2日

適格機関投資家等特例業務に関する事項

金融商品取引法（第63条第6項）に基づき、以下の適格機関投資家等特例業務届出者に関する「別紙様式第二十号の二」、又は「別紙様式第二十一号の三」をご要望の場合は、こちら（<http://www.mizuho-ap.com/contact-us.html>）よりご依頼下さい。

適格機関投資家等特例業務届出者
Mizuho ASEAN Investment GP
Exacta Capital Partners

尚、上記届出者がMizuho Asia Partners Pte Ltdに当該情報の公衆縦覧を委託しているものであり、Mizuho Asia Partners Pte Ltdがジェネラル・パートナーを務めるものでも、募集又は私募の取扱いを行うものでもありません。

以 上